

東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センターを設立する協定の第二次改正の説明書

外務省

目次

一	概説	一
1	改正の成立経緯	一
2	改正の受諾の意義	一
二	改正の内容	一
三	改正の効力発生	一
四	改正の実施のための国内措置	一
(参 考)		三

一 概説

1 改正の成立経緯

(1) 東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センター（以下「センター」という。）は、ASEAN構成国から我が国への輸出促進並びに我が国とASEAN構成国との間の双方向の投資促進、観光客の増加及び人物交流の拡大を目的とする国際機関であり、センターの義務的拠出金の分担率は、昭和五十六年（千九百八十一年）の設立時には、センターを設立する協定（以下「協定」という。）において、日本国は九十パーセント、ASEAN構成国は十パーセントと規定されていた。

(2) その後、平成十九年（二千七年）の協定改正（平成二十三年（二千十一年）発効）の結果、義務的拠出金の分担率については、日本国は八十七・五パーセントに、ASEAN構成国は十二・五パーセントに改定された。

(3) 我が国は、その後も義務的拠出金の分担率の改定をASEAN側に提案し、長年にわたる交渉の結果、令和六年（二千二十四年）六月二十日のセンター理事会において、義務的拠出金の分担率を五年の期間をかけて段階的に、日本国は八十パーセントに、ASEAN構成国は二十パーセントに改定する協定の改正案が採択された。この改正については、令和七年（二千二十五年）二月六日現在、一箇国（フィリピン）が受諾済みである。

2 改正の受諾の意義

この改正は、我が国の財政負担を軽減し、ASEAN構成国の経済発展の実態をより反映した義務的拠出金の分担率を実現するとの見地から有意義である。

二 改正の内容

1 センターの義務的拠出金の日本国とASEAN構成国との分担の比率を五年間で段階的に、現行の七対一から四対一に改定する。

2 この改正の後の義務的拠出金の分担率の改定は、この改正によって協定に加えられた附属書の改正により行われ、当該附属書の改正は、理事会が採択した時に効力を生ずる。

三 改正の効力発生

この改正は、全ての加盟国の受諾を必要とし、全ての加盟国が寄託者である日本国政府及び東南アジア諸国連合中央事務局に受諾書

を寄託した日に効力を生ずる。

四 改正の実施のための国内措置

この改正の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。

(参 考)

- 1 採択 令和六年六月二十日 東京において採択
- 2 効力発生 令和七年二月六日現在 未発効（全ての加盟国の受諾を必要とし、全ての加盟国が寄託者である日本国政府及び東南アジア諸国連合中央事務局に受諾書を寄託した日に効力を生ずる。）
- 3 受諾国 令和七年二月六日現在 一箇国
フィリピン